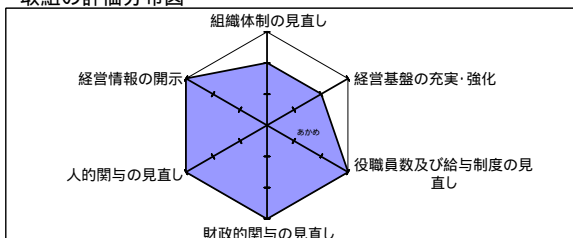


## 出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している。
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している。
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財務的関与の見直し	十分達成している
人的関与の見直し	十分達成している
経営情報の開示	十分達成している

## 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

## (1) 組織体制の見直し

【評価: ある程度達成している。】

18年度から県職員の派遣が取り止めとなったことから、3係体制とし命令系統を明確にするとともに、プロパー職員を係長へ2名登用し職務遂行体制を強化した。また、経営の効率化及び経費節減のため、プロパー職員に1時間の時差出勤を導入した。

現在非常勤である常務理事の常勤化や無報酬である役員への報酬の支給は、責任ある体制を確立するためには望ましいが、厳しい財政状況にあるため、今後とも継続して検討していく。

## 【18年度2次評価に対する対応】

当法人の経営の自主性と自律性の向上に向けた取組み強化のため、19年度役員改選に際し、各分野から専門性の高い役員を選任し、また、プロパー職員を中心に国立女性会館、内閣府等主催の研修に参加させ、専門性を高めている。

## (2) 経営基盤の充実・強化

【評価: ある程度達成している。】

18年度に指定管理者となり、県職員の派遣が取り止めとなったことから、県からの委託料は70,207千円と縮小したが、収入の75.6%を占めている。17年度の基本財産の運用益は、12,000千円程度であったが、17年度国債の買い替えにより、18年度の運用益は14,884千円となった。また、17年度から当期正味財産増加額がプラスに転換し、18年度は、利用料金収入増加に努めるとともに、徹底した経費節減を行うことにより、当期正味財産が6,316千円の増加となった。

## 【18年度2次評価に対する対応】

県は総合企画的な事業、当法人では専門性を生かした事業（講座開設、相談業務、団体等のネットワークづくりなど）に取り組み、限られた財源を集中化、重点化し成果の向上に努めている。事業の成果は、財団が年に1度情報誌を作成し、行政機関、女性団体など関係者に配布することにより周知している。

また、施設パンフレット作成やホームページ作成によるセンター利用料金収入の増加、参加費徴収による講座の開催、公用車の17年度末の廃車、電気代の節約などの経費節減に取り組むなど経営基盤の強化に努めている。

## (3) 役職員数及び給与制度の見直し

【評価: 十分達成している。】

17年度は、職員16名（常勤職員7名、臨時職員9名）、18年度からは県派遣職員3名の引き揚げなどにより、職員14名（常勤職員5名、臨時職員9名）、19年度は事業廃止により1名減の職員13名（常勤職員5名、臨時職員8名）で運営している。職員の給料は、18年度より10%減額を実施している。また、19年度より退職手当を20%減額する規程改正を行った。

## 【18年度2次評価に対する対応】

17名の役員数に関しては、適正人員等の検討をした結果、寄附行為の役員の定数を見直し、19年度から11名の役員とした。

## 2 県の関与の適正化に向けた取組

## (1) 財務的関与の見直し

【評価: 十分達成している。】

18年度から、県からの派遣職員は全員引き揚げ、人件費補助を廃止した。

## 【18年度2次評価に対する対応】

18年度における県の財政支出依存度は75.6%と非常に高いが、県と財団との役割分担を考慮し、財団では、地域を重視した啓発活動の実施、グループ支援、DV被害者支援等、財団の専門性等を生かした事業を展開している。

## (2) 人的関与の見直し

【評価: 十分達成している。】

県派遣職員を17年度末、全員引き揚げている。

## 【18年度2次評価に対する対応】

県職員OBは、役員は常務理事（館長）及び監事、職員は次長の計3名であるが、当法人が県との十分な連携をとるため必要である。また、18年度より、指定管理者制度の導入に伴い、県派遣職員は0としているが、現在もこれを維持している。

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価: 十分達成している。】

経営情報等については、県ホームページで公開していたが、18年度より当財団ホームページでも公開し、県民が閲覧できるようにしている。

## 【18年度2次評価に対する対応】

18年度から財団ホームページで寄附行為、役員名簿、財務諸表を公開し、県民が閲覧できるようにしている。

## 4 総合的評価

利用料金増などの収益確保への取り組みや、専門性・独自性を生かした事業の実施など、当法人の自主性、自律性の向上に向けた取り組みはある程度達成できている。

県職員の派遣を18年度から廃止したことにより、県による直接的な人的関与及び財務的関与はなくなり、県の関与の適正化は達成できている。

当法人の経営情報は、財団ホームページで公開するなど経営情報等の積極的な開示は達成できている。

19年度は、引き続き上記に取り組むとともに、さらに収益の確保に努め、経営基盤の充実・強化に取組み、限られた財源の中で当法人の専門性などが最も効果的に発揮できる事業を実施することとする。